

八戸市農業委員会 1 月総会議事録

日時：令和5年1月13日（金）午後3時

場所：八戸市庁 別館2階会議室B・C

出席委員

農業委員 19 名中 18 名

1 番 加藤 浩幸 出	2 番 木村 武美 出	3 番 澤向 敏一 出	4 番 三浦 豊 出
5 番 馬場 豊 出	6 番 阿達 福壽 出	7 番 内沢 豊 出	8 番 籠田 悦子 出
9 番 長根 昭男 出	10 番 赤坂 英夫 出	11 番 狛守 文宏 出	12 番 松橋 剛志 出
13 番 中村 正記 出	14 番 西野 茂雄 出	15 番 明戸 政勝 出	16 番 寺沢 和則 欠
17 番 谷地 秀典 出	18 番 橋場 孝 出	19 番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 21 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 欠	4 番 田名部 浩 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 梅津 孝敏 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 大倉 喜八郎 出	18 番 金谷 由松 出	19 番 坂 文雄 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主査 宮野 裕文、主事 馬場 正泰、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、寺沢農業委員、河原木推進委員から都合により欠席される旨の連絡を
いただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく許
可につきましては、馬場会長職務代理者が当事者となっている事案がございま
す。

馬場会長職務代理者におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますの
で、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきま
すようお願い申し上げます。

また、議案第2号、令和4年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定につ
きましては、加藤農業委員及び木村弁一推進委員が当事者となっている事案がご
ざいます。

加藤農業委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該
事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお
願い申し上げます。

木村弁一推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によ
りまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

さらに、議案第3号、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に係る適格
者証明書（新規）並びに引き続き農業経営を行っている等の証明書（継続）交付
の承認につきましては、齋藤推進委員が当事者となっている事案がございます。

齋藤推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりま
して、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

改めまして、新年明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。私事ではございますが、今年、年男でございます、本厄でもあり、還暦を迎える年でもあります。私の生まれた年は癸卯という年でして、それが60年に1回来るのですが、それが今年来るといことです。知っている方もいらっしゃると思いますが、甲子園の名前は甲子が由来だそうです。今年も7月までこのメンバーで頑張るといこと、元気良く八戸市農業委員会憲章の唱和をよろしく申し上げます。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長

皆様、今日は何回も新年の御挨拶をしなければならないと思いますが、本年もよろしくをお願いいたします。雪のない過ごしやすい新年を迎えておりますけれども、今年も元気に活動ができますように健康には十分に気をつけて頑張っていきましょう。どうぞ本年もよろしくをお願いいたします。

それでは本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1
会長 日程第 1、議事録署名者の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御異議なしと認めます。
それでは本職から指名いたします。
議事録署名者に、4番 三浦 豊 委員、7番 内沢 豊 委員両氏を指名いたします。

日程第 2
会長 次に、日程第 2、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたしますが、本議案の中には、馬場会長職務代理者が当事者となっている事案がございます。
これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、馬場会長職務代理者は退室をお願いいたします。

(馬場職代退室)

会長 それでは、馬場会長職務代理者が当事者となっている事案について、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

山田委員 山田から報告いたします。去る 12 月 26 日、赤坂英夫農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 40 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。
渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 40番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありますが、この申請案件の受人が借人のため解約不要です。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約1km、耕作道あり、受人の耕作地は、字上平と字小川向はあり、字北城下はなし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地は、字上平と字小川向はあり、字北城下はなしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は男1人、女2人です。農機具保有状況は、トラクター、乾燥機各2台、コンバイン、草刈機、田植機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

馬場会長職務代理者の入室をお願いいたします。

(馬場職代入室)

会長

それでは、残りの事案について、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

鈴木委員

鈴木から報告いたします。去る 12 月 26 日、村上農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 41 番と 43 番を調査してまいりました。

3 条 41 番

はじめに、番号 41 番について報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありますが、この申請案件の受人が借人のため解約不要です。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 600m、耕作道あり、受人の耕作地は、字日渡と字谷地田の面積 4,462 m²の土地はあり、それ以外はなし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 13 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラック 2 台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号 41 番について報告を終わります。

上村委員

上村から報告いたします。去る 12 月 26 日、赤坂英夫農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 42 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

はじめに、この申請案件の態様別について説明いたします。遺贈とは、遺言者の財産について、遺言により法定相続人に相続させること及び法定相続人以外の者に贈与することで、包括遺贈と特定遺贈があります。包括遺贈とは、財産を特定せずに、その全部又は指定した割合により遺贈することで、特定遺贈とは、財産を個別に特定して遺贈することです。農地法での取り扱いについては、包括遺贈の場合は、財産を受ける者が法定相続人であるか法定相続人以外の者であるかにかかわらず権利移動に係る3条許可は不要、特定遺贈の場合は、財産を受ける者が法定相続人であれば権利移動に係る3条許可は不要、法定相続人以外の者であれば権利移動に係る3条許可が必要となります。この案件については、法定相続人以外の者への特定遺贈であったことから、3条許可申請されたものとなります。

それでは、調査した内容について報告いたします。調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、遺言者と受人は義理の親子で、遺言執行者と受人は夫婦です。態様別は、特定遺贈です。申請理由は、両者ともに遺言執行のため、受人は新規就農となります。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約8km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、軽トラック1台を所有しており、トラクター、田植機、コンバイン各1台を兄から借用しているそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

再び鈴木から、番号43番について報告いたします。資料の2ページをお開き願います。

貸人の住所、氏名、年齢、及び借人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 43番

調査には、借人は本人が、貸人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、3年間の賃貸借です。申請理由は、借人は新規就農、貸人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における借人の作付計画は、にんにくです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約500m、耕作道はありませんが、公道に通じる貸人所有の土地の通行についての承諾書が提出されています。借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、軽トラック、トラクター、動力噴霧器、にんにく収穫機、管理機、マルチ張り機、乾燥機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員

はい。

会長

はい、松橋委員。

松橋委員

42番ですけれども、遺言執行による新規就農ということでございますが、受入の方が農業経験30年と説明がありましたが、これは渡人の手伝いをしての30年ということでしょうか。

若佐谷主事

はい。

会長	事務局から説明をお願いします。
若佐谷主事	事務局の若佐谷からお答えします。松橋委員がおっしゃったとおり、遺言者が御存命の時に一緒に農業を手伝っており、それで 30 年の経験があると聴取りしております。
松橋委員	ありがとうございました。
会長	他にありませんか。
中村委員	はい。
会長	はい、中村委員。
中村委員	41 番ですが、現在、谷地田地区で農地中間管理機構を使って農地の集団化等を目的とした圃場整備が計画されておまして、つい最近、県の方からアンケートが来たのですけれども、その中に区画整理を行った後の農地の面積の増減に対して大体幾らぐらいの補償金額がいいですかという質問もありました。その参考にしたいもので、売買金額を教えてくださいたいです。
若佐谷主事	はい。
会長	事務局から説明をお願いします。
若佐谷主事	事務局の若佐谷からお答えします。売買金額は 6 筆合計で 30 万円となっております。
中村委員	分かりました。ありがとうございます。

会長

他にありませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第2号、令和4年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、加藤委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、加藤委員は退室をお願いいたします。

(加藤委員退室)

会長

それでは、加藤委員が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第2号、令和4年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借2件、使用貸借5件の計7件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手6名、貸し手7名で、利用権設

定面積は、合計 22,998 m²でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、加藤委員が関係する事案を説明いたします。

利用集積 5 番

番号 5 番、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するもので、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、3年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和 5 年 1 月 19 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

加藤委員の入室をお願いいたします。

(加藤委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹	引き続き、事務局の柏村から説明いたします。
利用集積1番	番号1番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために、1年間使用貸借するものでございます。
利用集積2番	番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。
利用集積3番	番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、9年11か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額玄米30kg3袋でございます。
利用集積4番	番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年11か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。 番号6番と資料4ページの番号7番は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。
利用集積6番、7番	番号6番と資料4ページの番号7番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間使用貸借するものでございます。 公告年月日は、令和5年1月19日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 3 号、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に係る適格者証明書（新規）並びに引き続き農業経営を行っている等の証明書（継続）交付の承認についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

馬場主事

それでは、事務局馬場から説明させていただきます。別冊でお配りしております議案第 3 号関係資料と書かれている資料を御覧ください。

当議案は、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予等の特例の適用を受けられる場合の、贈与者・受贈者及び被相続人・相続人が適格要件に該当する旨の適格者証明書の交付並びに納税猶予等適用者の継続届に必要な引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について、承認を求めるためのものであります。

それでは、資料の 1 ページをお開きください。

まず、贈与税納税猶予制度及び不動産取得税徴収猶予制度について御説明いたします。この制度は、農地等を推定相続人の 1 人に一括贈与し、受贈者が農業を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 4 並びに地方税法附則第 12 条第 1 項により、農地等に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができるものです。適用を受ける場合は、贈与を受けた年の翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に、農業委員会が交付する適格者証明書を添えて、税務署等へ申告しなければなりません。令和 4 年 1 月から 12 月までの間に農地等の一括贈与を受けた農業後継者で、贈与税納税猶予等の対象となり得る方はいませんでした。よって証明書の交付予定はございません。

次に、相続税納税猶予制度について御説明いたします。農地等を相続し、相続人が農業を継続する場合は、租税特別措置法第 70 条の 6 により農地等に係る相

相続の納税猶予の特例を受けることができます。この適用を受ける場合は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して10か月以内に、農業委員会が交付する適格者証明書を添えて、税務署へ申告しなければなりません。ただし、相続の発生、つまり農地所有者の死亡は予測することができませんので、交付申請があり次第、審査の上、適格者証明書を交付することとなります。

次に、資料の2ページをお開きください。

2ページの一覧は、贈与税の納税猶予を受けている方のうち、令和5年3月15日までに継続届出書の提出が必要な対象者となっております。

次に、資料の3ページを御覧ください。

3ページの一覧は、相続税の納税猶予を受けている方のうち、今年4月から来年3月末までに継続届出書の提出が必要な対象者となっております。

継続届出書は、贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている者が、税務署に対して3年ごとに提出することになっており、関係法令により、農業委員会が交付する引き続き農業経営を行っている等の証明書を添付することになっております。提出されない場合は、納税猶予が打ち切られることとなります。

以上のことから、新たに農地等の相続を受けた方、また、2ページから3ページに記載されている方から農業委員会に対し証明書の交付申請があった場合に速やかに交付できるよう、事前に承認を得るものです。

参考として、関係様式を4ページから11ページに添付しております。4ページから10ページは新規で申告をする際に添付する適格者証明書の様式であり、11ページは継続届に添付する引き続き農業経営を行っている等の証明書の様式となっております。

なお、最後になりますが、贈与税、不動産取得税及び相続税の猶予制度は、本来は、農地の細分化防止や、農業を継続したくても税金を支払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるのを防ぐために創設されたものです。そのため、猶予が適用されている農地では、売渡し、貸付け、転用が制限され、これらの行為や耕作の放棄があった場合には猶予が打ち切れ、猶予されていた税額に利子税を加算して納税する必要があります。猶予を受けていた年数によっては

莫大な金額となる可能性もあることから、猶予制度は決して安易に利用すべきものではなく、後継者の有無や、高齢になってからの耕作の可否を熟慮し、家族の同意を得た上で活用することが求められるものであることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

会長

柏村主幹

事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、相続等届出の12月分でございます。資料の5ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等144番

～155番

今回の届出は、資料5ページの番号144番から資料8ページの番号155番までの計12件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種

類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料5ページの番号144番、資料6ページの番号147番、資料7ページの番号152番が有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第6

次に、日程第6、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第7、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

日程第7

会長

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の12月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の9ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条19番～21番

番号19番、番号20番、番号21番、転用目的は貸事務所1棟、貸倉庫2棟建築及び貸駐車場でございます。

次ページをお開き願います。

4条22番、23番

番号22番、番号23番、転用目的は道路でございます。

4条 24番	番号 24番、転用目的は貸事務所 1 棟建築及び貸駐車場でございます。 続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の 11 ページを御覧願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条 119番	番号 119番、転用目的は貸駐車場でございます。
5条 120番	番号 120番、転用目的は建売住宅 2 棟建築でございます。
5条 121番	番号 121番、転用目的は敷地拡張でございます。 次ページをお開き願います。
5条 122番	番号 122番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 123番、124番	番号 123番、番号 124番、転用目的は貸駐車場でございます。 次ページを御覧願います。
5条 125番、126番	番号 125番、番号 126番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 127番	番号 127番、転用目的は物置 1 棟建築及び駐車場でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 8 会長	次に、日程第 8、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。
柏村主幹	事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 12 月分で

ございます。資料の 15 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 24 番～26 番

番号 24 番から番号 26 番までは、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 5 年 1 月 19 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 9

次に、日程第 9、報告第 5 号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の 12 月分でございます。資料の 17 ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

農地改良 5 番

番号 5 番、着工年月日は令和 4 年 12 月 4 日で、使用する土の採取場所は大字豊崎町字丹波内地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和 4 年 12 月 2 日、完了報告は、総会資料作成の締切の都合上、記載が間に合いませんでしたが、令和 5 年 1 月 10 日に受理しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 10

次に、日程第 10、報告第 6 号、農地転用の制限の例外該当届出についてを議

会長

題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、農地転用の制限の例外該当届出の 12 月分でございます。資料の 19 ページをお開き願います。

はじめに、農地転用の制限の例外該当届につきまして御説明いたします。この届出は、農地法第 4 条第 1 項第 9 号及び同法施行規則第 29 条に規定されているものでございまして、通常、市街化区域以外の農地を農地以外に転用する場合は、農地法の規定による許可を受けなければならないところ、2 a、200 m²未満の農地について、例外的に農地の保全のための用排水路や農業用倉庫等の農業上の施設用地として転用する場合、所定の届出をすることによって許可不要となるものでございます。

それでは、内容につきまして御報告いたします。

申請人の住所、氏名、職業、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

例外該当届出 5 番

番号 5 番、転用目的は農業用駐車場及び仮設トイレ 1 棟設置でございます。

届出内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後4時)